

一般社団法人 日本電解水協会 ユーザー会員会則

令和2年5月20日

(目的)

第1条

この会則は、一般社団法人 日本電解水協会（以下「本会」という）が主催する研修事業等や支援事業において、電解水の正しい普及や使用方法などの知識の習得を目的とし、その内容について必要な事項を定めることとする。

(入会)

第2条

ユーザー会員は、法人の正会員・賛助会員に属さず、電解水生成装置の利用者に限定して入会ができる。毎月行われる理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第3条

ユーザー会員は、入会金1万円、年会費1万円を銀行振込にて支払う。

(特典の提供)

第4条

本会は、ユーザー会員に対し次の特典を提供する。

- ・研修会の案内（年1回）（ユーザー会員特別会費で参加可能）
- ・HACCP支援事業によるセミナー受講により、自己宣言マークが交付される
- ・JEWА ユーザー会員マークの使用

(退会)

第5条

ユーザー会員の退会については、事務局への連絡をすることで退会できる。

(その他)

第6条

ユーザー会員は、電解水に関する関係法令を遵守し食の安全に取り組む為に、積極的に研修会に参加し、常に新しい情報を収集することに努めることとする。

附 則

1 この会則は、令和2年5月20日から施行する。